

00292

昭和三十三年一月十七日 金曜日 鳥取県公報 第2886号

毎週火、金曜日発行（但休日は当るときは翌日）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十三年一月十七日

肥料の登録
次
目
△告示

- 肥料の登録
結核病、ブルセラ病及び肝てつの検査並びに駆除
- △卵業者の登録
- △建設業者の変更登録
- △建設業者の登録まつ消
- △基本測量の終了通知

登録番号

肥料の名称

保証成 分量

住 所

生 産 業 者

名

鳥取県第二六五号 大誠蔬菜複合二号

可溶性アノニア性窒素
内水溶性りん酸
水溶性加里
八四六〇八
五九〇八

六〇の八
六東伯郡大栄町字瀬戸
大誠農業協同組合
組合長理事
茂住 正

別表		実施区域	実施場所	実施期日	
第一次	第二次			第一次	第二次
一月 二十七日	一月三十日	米子市富益	富益家畜検診場	十一日	十二日
"	"	夜見	夜見"	十四日	十五日
"	"	西伯郡会見町	手間"	和田	西伯郡岸本町
"	"	米子市彦名	彦名"	上和田	八郷
"	"	西伯郡西伯町	天津"	大篠津	大篠津"
"	"	米子市崎津	崎津"	成実	成実"
"	"	西伯郡西伯町	天津"	十七日	二十日
"	"	米子市福生	福生家畜検診場	境港市渡	波家畜検診場
"	"	西伯郡日吉津	日吉津"	外江	外江"
"	"	村		大幡	大幡家畜市場
"	"	五日	米子市春日	大幡	大幡家畜市場
"	"	七日	五千石	大幡	大幡家畜市場
"	"	十日	境港市余子	住吉	住吉
"	"	上道	余子"	三軒屋	三軒屋"
"	"	上道	春日農協	小篠津	小篠津
"	"	二十六日	二月一日	三軒屋	三軒屋
"	"	二十九日	二月一日	大高	大高
"	"	二月三日	二月六日	大高家畜検診場	大高家畜検診場
"	"	五日	八日	箕蚊屋普及事務所前	箕蚊屋普及事務所前
"	"	七日	十一日	吉田	吉田
"	"	十日	十五日	組合長理事	組合長理事
"	"	上道	十九日	知則	知則
"	"	上道	二月一日	倉吉市上福田	倉吉市上福田
"	"	二十六日	三月一日	高城農業協同組合	高城農業協同組合

鳥取県第二六六号 丸協桑複合特号

窒素全量	八
内可溶性アソニウムイオン	七
内水溶性りん酸	六
加里全量	五
内水溶性加里	四
五	三
六	二
七	一
八	〇
九	八
十	三
十一	二
十二	一

二・三・五・八・〇

鳥取県告示第十三号

次のように結核病、ブルセラ病及び肝てつの検査並びに駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年一月十七日

鳥取県知事 遠藤茂

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつの予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し又は供す

目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛、ただし生後六箇月分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

肝てつの検査……牛ただし生後四箇月及び分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病	……ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ病検査	……ブルセラ急速凝集反応検査及び試験管法検査
駆除	……ヘキサクロロエタン製剤投与

00296

00295

鳥取県告示第十四号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により昭和三十三年一月一日次のとおりふ卵業者を登録した。

昭和三十三年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

住 所

東伯郡東郷町小鹿谷

市橋ふ卵場 市橋孝親

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録

昭三二、九、一八

(新)

西日本道路株式会社

米子市久米町四一ノ二

高木 照雄

第二八二号

昭三二、九、一八

(旧)

西日本建設設計施工株式会社

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第十六号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第十五号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十三年一月八日変更登録した。

昭和三十三年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録

昭三二、九、一九

(新)

西日本建設設計施工株式会社

米子市久米町四一ノ二

高木 照雄

第二八二号

昭三二、九、一九

(旧)

西日本建設設計施工株式会社

鳥取県告示第十七号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知をうけた。

昭和三十三年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 作業種類 基本測量（天文測量）

二 作業地域 鳥取県全域

三 終了月日 昭和三十二年十二月九日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 （に）第三六号	昭三〇、一九	杉本建設株式会社	八頭郡智頭町四〇七	杉本 義実	昭三二、一九
〃	一〇、一九	大開建設株式会社	西伯郡淀江町淀江七八九	田中 義知	一〇、三
〃	一一、一九	株式会社大山土建	大高村大字尾高一、三七〇	野口 操	一一〇、一九
〃	一〇三号	石 田 組	日野郡溝口町福居	石田 国春	一一〇、一八